

Eco Action 21

# 環境経営レポート

〔対象期間：2023年4月～2024年3月〕



2024. 6. 10

株式会社 斉藤商店

# 目 次

1. 組織の概要	1
2. 対象範囲、レポートの対象期間及び発行日	4
3. 環境経営方針	5
4. 環境経営目標	6
5. 環境経営活動計画	6
6. 環境経営目標の実績	7
7. 環境経営活動計画の取組結果と評価、 次年度の取組内容	7
8. リサイクル（再資源化）量の増大	9
9. 環境関連法規の遵守状況の確認及び 評価の結果並びに違反、訴訟等の有無	9
10. 代表による全体評価と見直し指示の結果	11

# 1. 組織の概要

## 1) 事業所名及び代表者

株式会社 斉藤商店 代表取締役 斉藤 伸一郎

## 2) 所在地

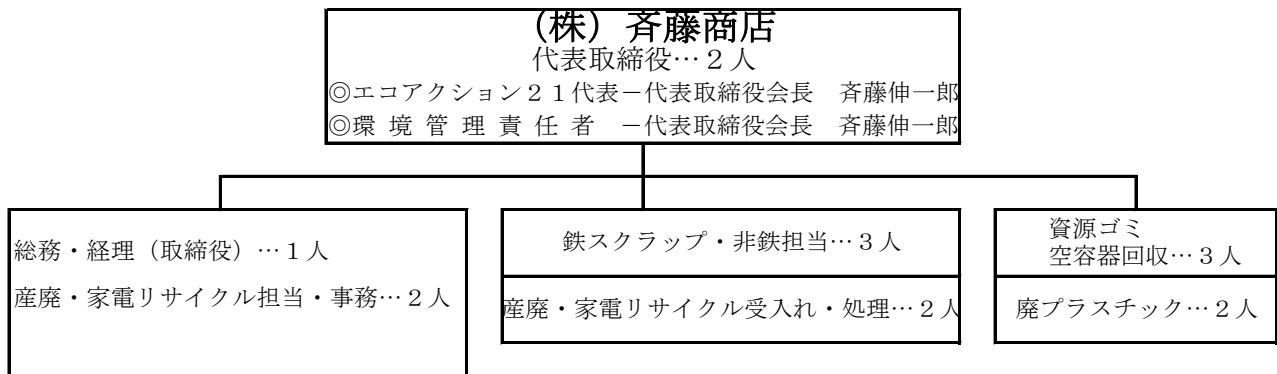
北海道北見市豊地12番地9 (北見工業団地内)  
TEL: 0157-36-5544 FAX: 0157-36-5535  
※工業専用地域

## 3) 法人設立年月日及び資本金

昭和29年4月1日 設立 資本金: 1,000万円

## 4) 組織体制

### ①社内組織



### ②産業廃棄物関係講習会の受講状況

産廃処分業の更新審査に関する講習 (令和2年9月11日 第620468518号)  
産廃収集運搬業の更新申請に関する講習 (令和5年10月6日 第B05230176008号)

## 5) 環境管理責任者及び担当者連絡先

代表取締役 斉藤 伸一郎  
担当者 斉藤 孝治郎、 斉藤 尚子、 後藤 勝美

連絡先 株式会社 斉藤商店  
TEL: 0157-36-5544 FAX: 0157-36-5535  
URL: <http://www.saito-syoten.jp>  
e-mail: [info@saito-syoten.jp](mailto:info@saito-syoten.jp)

## 6) 事業の概要

- ①リターナブル容器の回収・販売
- ②再生資源 (鉄スクラップ等) の回収・加工・販売
- ③産業廃棄物の収集運搬・中間処理業
- ④家電リサイクル指定引取場所業務

## 7) 事業の規模

活動規模		単位	2021年	2022年	2023年	
年間処理量		t	5,678.6	5,621.5	5,150.3	
内 訳	リターナブル容器	t	337.3	411.9	430.2	
	鉄スクラップ	t	2,560.7	2,336.4	2,075.7	
	非鉄金属	t	216.0	258.8	219.3	
	古紙	t	376.9	539.8	478.9	
	ウエス	t	0.0	0.0	0.0	
	産業 廃棄物	収集運搬	t	979.2	188.4	162.7
		中間処理	t		530.2	457.4
	家電・二輪リサイクル		t	1,383.2	1,355.9	1,326.1
売上高		百万円	230.0	222.0	200.0	
従業員		人	14.0	14.0	15.0	
床面積		m <sup>2</sup>	621.64	621.64	621.64	
敷地面積		m <sup>2</sup>	9,908	9,908	9,908	

事業年度4月1日から翌年3月31日

## 8) 産業廃棄物処理業に関する主な情報

### (1) 許可の内容 (事業計画の概要、処理業の許可証)

- ① 主として再資源可能な廃棄物を収集運搬及び中間処理 (破碎・圧縮・切断・減容) をして再生利用の促進を図る。

廃棄物処理法	許可年月日	許可等番号	事業の範囲 (許可品目等)	
	許可期限			
許可等	一廃の運搬 (北見市)	R6.3.12 R8.3.11	北廃対許可第31号	廃家電4品目に限る
	産廃の運搬 (道庁)	R6.3.29 R11.3.28	第00110016437号	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラ、紙くず、木くず、ガラス等くず、金属くず、がれき類
	産廃の中間処理業 (道庁)	R3.3.26	第00120016437号	破碎 (金属くず、ガラス等くず)
		R8.3.25		圧縮 (廃プラ、金属くず) 切断 (廃プラ、金属くず) 減容 (廃プラ)
	廃棄物再生事業者登録 (道庁)	H5.4.28	第7号	金属くず及び空き瓶の再生
破碎機の設置 (道庁)	-	-	設置許可能力以下のため不要	

### (2) 施設及び処理の状況

#### ① 事業の用に供する施設の概要

##### 1) 収集運搬業

〈運搬車両〉

車名	車両番号			形状	最大積載量 (t)	備考
日野	北見	130	す 8358	キャブオーバー	3.0	平ボデー
日野	北見	100	さ 950	キャブオーバー	3.65	平ボデー、パワーゲート付
日野	北見	130	さ 3818	キャブオーバー	10.0	平ボデー、クレーン付
日野	北見	130	さ 1918	キャブオーバー	2.2	平ボデー
いすゞ	北見	400	す 8052	キャブオーバー	2.0	平ボデー、パワーゲート付
いすゞ	北見	400	さ 5783	キャブオーバー	3.5	平ボデー

〈積替保管施設〉

品目	面積	保管上限量	環境保全	
金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃油、廃酸、廃アルカリ (電子・電気機器等)	72m <sup>2</sup>	36m <sup>3</sup>	鉄塀、フェンスで囲い飛散防止	※工業地専域

2) 処分業  
 〈中間処理施設〉

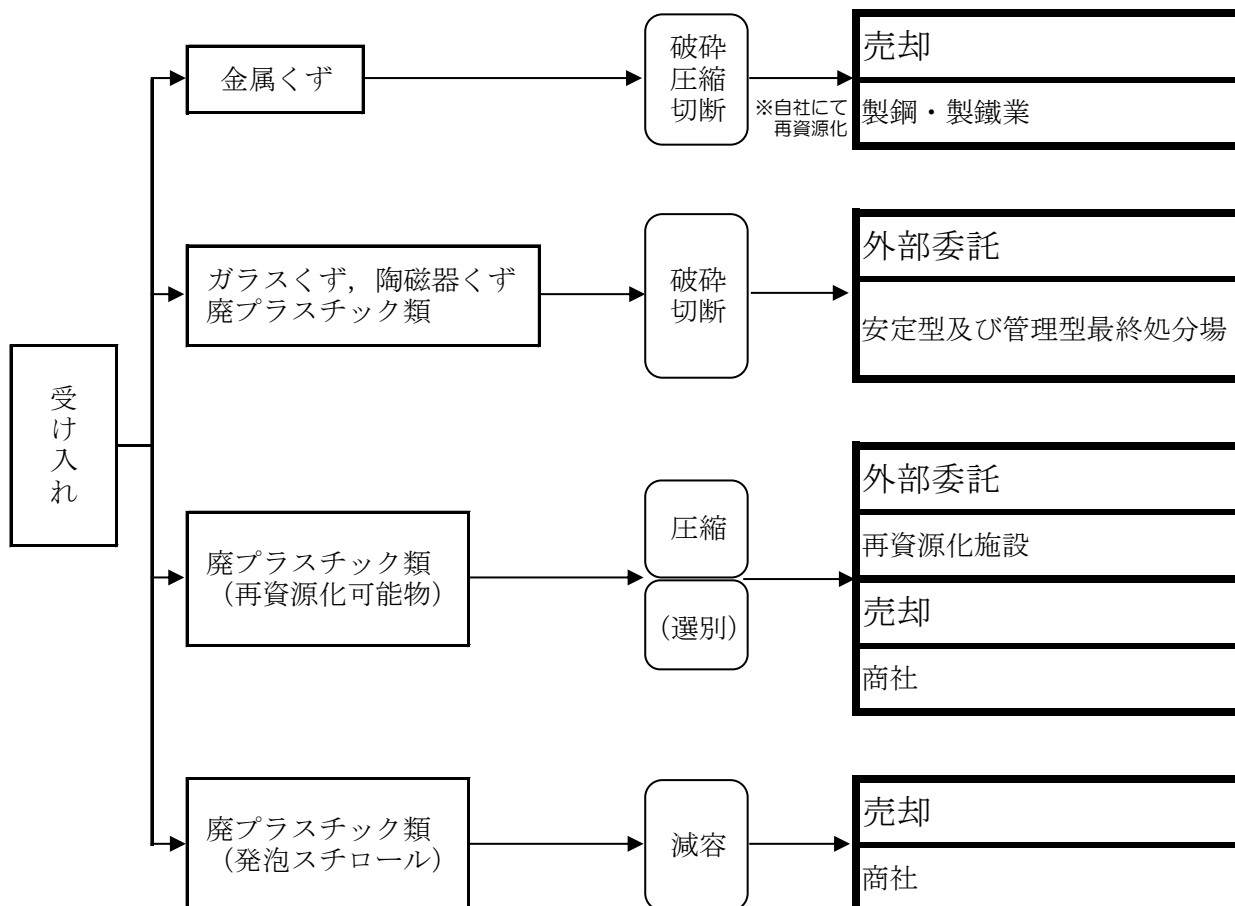
施設の種類	破碎、圧縮、切断施設	圧縮施設	減容施設
品目	金属くず、ガラスくず・ コンクリートくず及び 陶磁器くず、廃プラスチック類	廃プラスチック類	廃プラスチック類
設置年月日	昭和52年6月1日	平成16年3月26日	平成20年2月1日
設置場所	北見市豊地12番地9	北見市豊地12番地9	北見市豊地12番地9
処理能力	26.8 m <sup>3</sup> /日	3.6 t/日	0.4 t/日
稼動時間	8時間/日	8時間/日	8時間/日
処理方式	破碎、圧縮、切断	圧縮	減容
構造・設備の概要	投入箱寸法 (600W×400H×1500L)	圧縮室寸法 (1200W×800L×1700H)	減容機寸法 (1500W×1500L×1540H) 電熱ヒーター方式
環境保全	工場内に設置。 工業専用地域	D型ハウス内に設置。 工業専用地域	屋内に設置。 工業専用地域

〈保管施設〉

品目	面積	保管上限量	環境保全	
金属くず	300 m <sup>2</sup>	370 m <sup>3</sup>	鉄堀、フェンスで囲い飛散防止	※工業 専用地域
ガラスくず及び陶磁器くず	5 m <sup>2</sup>	2.4 m <sup>3</sup>	鉄堀の内側でドラム缶等で保管	
廃プラスチック類	30 m <sup>2</sup>	75 m <sup>3</sup>	D型ハウス内で保管	
廃プラスチック類	27 m <sup>2</sup>	67.5 m <sup>3</sup>	D型ハウス内で保管	
廃プラスチック類	15 m <sup>2</sup>	52.5 m <sup>3</sup>	建屋内保管	
廃プラスチック類	9 m <sup>2</sup>	31.5 m <sup>3</sup>	建屋内保管	

②処理工程

〈金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類の破碎・圧縮・切断施設〉  
 〈廃プラスチック類の圧縮施設〉  
 〈廃プラスチック類（発泡スチロール）の減容施設〉



### (3) 処理の実績 (2023年度)

#### 1) 収集運搬の実績 (2023年4月～2024年3月)

単位：t

品目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
複合混合物 (電子機器)	3.357	1.000	6.386	1.050	2.650	1.917	2.300	1.810	3.569	0.680	2.954	1.667	29.340
複合混合物 (電気機器①)	0.850	1.640	1.150	0.437	0.577	0.530	1.130	1.138	1.004	0.330	0.706	0.710	10.202
複合混合物 (電気機器②)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
廃プラスチック類 (混合物)	4.273	4.080	7.224	4.703	4.263	3.293	8.940	4.842	5.607	3.170	3.480	4.693	58.568
ガラス・陶磁器類 (混合物)	0.040	0.110	0.000	0.120	0.410	0.000	0.040	0.180	0.020	0.000	0.080	0.170	1.170
金属系混合物	4.530	3.100	7.830	7.020	7.370	6.310	5.150	6.440	3.930	2.490	5.930	3.310	63.410
計	13.050	9.930	22.590	13.330	15.270	12.050	17.560	14.410	14.130	6.670	13.150	10.550	162.690

#### 2) 中間処理の実績 (2023年4月～2024年3月)

単位：t

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
金属くず (切断・圧縮) =再生利用	21.210	19.471	22.446	33.725	37.341	30.694	24.974	53.388	22.694	18.999	21.274	37.510	343.726
廃プラスチック類 (切断)	1.694	1.152	2.296	0.832	1.538	0.809	1.562	2.521	1.708	1.515	1.397	1.786	18.810
廃プラスチック類 (圧縮)	5.052	4.786	6.840	5.844	6.230	4.162	4.315	4.620	6.044	4.160	3.880	5.845	61.778
廃プラスチック類 (減容・圧縮) =再生利用	3.507	2.857	2.408	3.187	2.695	2.202	2.033	2.846	2.935	2.240	1.938	2.572	31.420
ガラス・陶磁器くず (破砕)	0.040	0.170	0.000	0.120	0.460	0.090	0.230	0.180	0.070	0.000	0.080	0.200	1.640
計	31.503	28.436	33.990	43.708	48.264	37.957	33.114	63.555	33.451	26.914	28.569	47.913	457.374

#### 3) 中間処理の内訳

$$\begin{array}{rclclclclcl}
 \text{受入・処理量} & (\text{t}) & = & \text{再生資源化量} & + & \text{委託再生量} & + & \text{廃棄量} \\
 457.374 & (\text{t}) & = & 375.146 & + & 61.778 & + & 20.450
 \end{array}$$

#### (4) 地域融和 (地域貢献)

- ・当社事業場の公開は事前連絡に応じて随時行います。
- ・当社は地域の環境活動に積極的に参加します。

#### (5) 環境保全への取組み

- ・エコアクション21認証新規登録 (2006年8月23日 第0000937号) 以降継続中
- ・電子マニフェストシステム (JWNET) に加入している

## 2. 対象範囲 (認証・登録範囲)、レポートの対象期間 及び発行日

### 1) 対象施設

株式会社 斉藤商店

〒099-1587 北見市豊地12番地9

## 2) 事業内容

- ①産業廃棄物の収集運搬・中間処理（再生資源の回収・加工・販売）
- ②リターナブル瓶の回収・販売
- ③家電リサイクル指定引取場所業務

## 3) 環境経営レポート

- ①対象期間 2023年 4月 1日～ 2024年3月31日
- ②発行日 2024年 6月10日

# 3. 環境経営方針

## 環境経営方針

### 〈基本理念〉

株式会社齊藤商店は循環型社会形成推進を基本理念に、事業運営と地域環境保全の両立を旨とし、資源の循環に関わる事業活動をとおして、オホーツク地域の環境負荷の低減に貢献し、住み良い地域社会を実現するために、全組織を挙げて環境改善活動に取り組めます。

### 〈方 針〉

当社は、産業廃棄物処理業にかかるリユース（リターナブル容器の回収・販売）、リサイクル（再生資源の回収・加工・販売）事業により発生する環境影響を低減するために、次の環境改善活動を推進します。

1. 当社の事業活動が関わる環境への影響を常に認識し、事業所において環境経営システムを継続的に改善し、汚染の予防にも努めます。
2. 環境に関する法律その他要求事項及び当社が同意するその他要求事項を遵守します。
3. 当社の事業活動が関わる環境に影響を与えることが予想される要因のうち、以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組みます。
  - (1) 事業活動における温室効果ガスの削減に努めます。
  - (2) 自社の廃棄物の削減に努めます。
  - (3) 事業所内における水使用量の削減に努めます。
  - (4) 受託する産業廃棄物の扱い量を増やし再資源化の促進に努めます。
  - (5) グリーン購入の推進に努めます。
4. 環境保全活動に積極的に参画します。
5. この環境に関する基本方針は、全社員が理解し行動出来るよう、周知徹底するとともに、社外にも公表します。

この環境活動に関する基本方針を達成するために、環境経営目的・目標を設定し、当社の全社員をあげて環境保全活動を展開するとともに、環境経営の継続的改善を実施します。

平成17年 9月 1日 制定  
平成30年 7月20日 改定  
令和 3年 4月 1日 改定

株式会社 齊 藤 商 店

代表取締役 齊 藤 伸一郎 ㊞

## 4. 環境経営目標

中長期の環境目標は、次のとおり定める。

基準値（2022年度）			中長期目標				
環境目標項目		基準値	単位	'23年度	'24年度	'25年度	目的
削減	二酸化炭素排出量	167,405	kg-CO2	-1%	-2%	-3%	-3%
	投入量						
	※購入電力	11,360	kWh	-1%	-2%	-3%	-3%
	灯油	6,745	L	-1%	-2%	-3%	-3%
	軽油	53,328	L	-1%	-2%	-3%	-3%
	ガソリン	2,671	L	-1%	-2%	-3%	-3%
	廃棄物排出量（一廃）	4.1	kg	-1%	-2%	-3%	-3%
増加	水資源投入量	226	m <sup>3</sup>	-1%	-2%	-3%	-3%
	リユース・リサイクル原料扱い量	3,547	t	1%	2%	3%	3%
	産業廃棄物処理量（受託）	719	t	1%	2%	3%	3%
	廃家電・二輪取扱量	1,356	t	±0%	±0%	±0%	現状維持
	グリーン購入促進	—	件	適宜追加			
再資源化（リサイクル）率	—		リサイクル率の向上				

※北海道電力-排出係数〔調整後〕 0.535 （2022年度）

改善目標（環境負荷の削減）

環境負荷の削減につながる作業効率の向上を目ざし、スクラップヤードのレイアウトを改善する

収集運搬業及び処分業における中長期目標

収集運搬 年間を通して収集運搬の効率化やエコドライブについて検討する場を集会日等に設ける  
 処分 受託した産業廃棄物のリサイクル量（再資源化）の増大を目ざす

## 5. 環境経営活動計画

二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）の削減	
○電力使用量の削減	・暖房用パネルヒーター設定温度の適正管理 ・未使用時の休憩室の消灯
・昼休時間の事務室の消灯	・未使用パソコン等の電源OFF
・トイレの消灯	・設備電源不要時の負荷遮断の徹底
・エアコン温度の適正管理	
○灯油使用量の削減	・給湯設備（ボイラー）の適正使用
・暖房機器の設定温度管理	
・暖房機器の整備・点検	
○軽油使用量の削減	・トラックの効率のよい運行
・トラックのアイドリングストップ	・大型重機、フォークリフトの効率のよい作業
・車輛の点検・整備	
○ガソリン使用量の削減	・営業における効率のよい運転
・営業車のアイドリングストップ	・フォークリフトの効率のよい作業
・車輛の点検・整備	
廃棄物（一廃）排出量の削減	
・紙・缶・ペットボトルの分別の徹底	・両面コピー
・事務用紙使用の削減及びリサイクル	・使い捨て製品の購入抑制
・リターナブル容器の使用	
水使用量の削減	
・水道蛇口の開閉はこまめにおこなう	・作業服等の洗濯はまとめて洗う
・水道水の節水に努める（節水を啓蒙する標語等の掲示）	
リユース品・リサイクル原料扱量の増加	
・リターナブル瓶使用の啓蒙	・鉄・非鉄スクラップ及び古紙の回収・処理の強化
受託する産業廃棄物処理の増加（再資源化の推進）	
・埋立てより、リサイクルへの啓蒙	・リサイクル可能な金属くずの受け入れ増
・廃プラスチック類の受け入れ増	
廃家電・二輪取扱量の増加	
・廃家電指定引取場所の周知	・廃家電指定引取場所として、適正引取・適正保管・適正引渡の徹底
・廃家電持込者への親切・適切な対応	
グリーン購入の促進	
・グリーン購入法対応商品（エコ商品）への転換を徹底	・エコ商品カタログの活用
・使い捨て商品より詰め替え可能な商品へ	
・リターナブル瓶回収事業の継続	
再資源化率の向上	
・再資源化を出来るもの、出来ないものの分別の徹底	



環境負荷の削減（作業効率の向上）  
 ・ヤード内のレイアウト改善を社員とともに計画する  
 ・過剰な在庫となっているスクラップを処理・リサイクルする

## 6. 環境経営目標の実績

### ①削減目標

実績

項目	基準値 (2022年)	単位	目標数値		'23年度実績値	基準値対比 増減率	目標値対比 増減率	
CO2排出量	167,405	kg-CO2	-1%	165,731	157,898	-5.68 %	-4.73 %	
投入量	購入電力	11,360	kwh	-1%	11,246	11,306	-0.48 %	0.53 %
	灯油	6,745	L	-1%	6,678	6,264	-7.13 %	-6.19 %
	軽油	53,328	L	-1%	52,795	50,515	-5.27 %	-4.32 %
	ガソリン	2,671	L	-1%	2,644	2,553	-4.42 %	-3.45 %
廃棄物排出量（一廃）	4,058	kg	-1%	4,017	2,770	-31.73 %	-31.04 %	
水資源投入量	226	m <sup>3</sup>	-1%	224	199	-11.95 %	-11.06 %	

※北海道電力一排出系数

〔調整後〕0.535 (2022年度)

### ②増加目標

実績

項目	基準値 (2022年)	単位	目標数値		'23年度実績値	基準値対比 増減率	目標値対比 増減率
リユース品・リサイクル原料扱量	3,547	t	1%	3,582	3,204	-9.66 %	-10.56 %
産業廃棄物処理量 (受託)	719	t	1%	726	620	-13.73 %	-14.59 %
廃家電・二輪 取扱量	1,356	t	±0%	1,356	1,326	-2.20 %	-2.20 %
グリーン購入の推進	—		適宜追加	—	適宜追加	—	—
再資源化 (リサイクル)率	—		リサイクルの向上	—	76.8%	—	—

### ③改善目標（環境負荷の削減）

ヤードレイアウト改善	—		作業効率の向上
------------	---	--	---------

## 7. 環境経営活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容

環境活動計画の取組結果				評価及び次年度の取組内容	
電力削減 量	基準値	11,360	kWh	• 0.48%削減となり、1%の削減目標は達成されなかった。電力は照明や動力などあらゆる所で使用している。節電に努めているが大幅な削減は難しく、やむを得ないと判断した。	
	目標値 (-1%)	11,246			
	実績値	11,306			
	基準値対比増減率	-0.48	%	• 次年度も環境活動計画の電力使用削減の取組内容を継続するとともに、電力を使う作業機械をより効率的に稼働する努力を継続する。	
灯油削減 量	基準値	6,745	ℓ	• 7.13%の削減となり、1%の削減目標は達成された。2023年度は削減となったが、冬期間の暖房使用によって増減するので妥当と判断した。	
	目標値 (-1%)	6,678			
	実績値	6,264			
	基準値対比増減率	-7.13	%	• 次年度も灯油使用量削減の取組は継続する。工場・事務所の暖房機は過度に温度を上げないなど適正に使用する努力を継続する。	
軽油削減 量	基準値	53,328	ℓ	• 5.27%の削減となり、1%の削減目標は達成された。コロナ禍以降モ容器的ワンウェイ化は進み集荷は減り、また、地域経済は低迷したままで、スクラップの集荷持込も減少し、マグネット重機の稼働も例年より落ちたことが要因で妥当と判断した。	
	目標値 (-1%)	52,795			
	実績値	50,515			
	基準値対比増減率	-5.27	%	• 大型重機は通年で稼働するので、マグネット重機は動く範囲の無駄をなくす。トラック等車輛は無駄な運行はしないなど、より効率的な作業に徹し、軽油削減の環境活動計画は継続する。	

使用量の削減	基準値	2,671	0	4.42%の削減となり、1%の削減は達成された。コロナ禍明けも地域経済の低迷が続き、営業や発生材（スクラップ）の下見も減ったため妥当と判断した。	
	目標値（-1%）	2,644			
	実績値	2,553			
	基準値対比増減率	-4.42	%	次年度も、まめなアイドリングストップ等のガソリン使用削減の環境経営活動計画を継続する。	
環境活動計画の取組結果				評価及び次年度の取組内容	
CO2排出量の削減	基準値	167,405	kg-CO <sub>2</sub>	CO <sub>2</sub> 排出量は5.68%の削減で、1%の削減目標は達成できた。化石燃料がかなり削減されたため妥当と判断した。原単位比では、2022年度に比べ〔表1〕の通り2.1ポイントの増加となった。	
	目標値（-1%）	165,731			
	実績値	157,898			
		基準値対比増減率	-5.68	%	※原単位である、リサイクル原料や受託する産廃が減ったためだが、社会・経済状況により、量は上下するので、止むを得ないと判断した。今後も鉄スクラップ等のリサイクル原料や受託する産廃の増加をみざして行く。
	〔表1〕 〔年間処理量当たりCO2排出量〕（※原単位＝年間処理量）				
		単位	2021年度	2022年度	2023年度
	CO <sub>2</sub> 排出量	kg-CO <sub>2</sub>	175,125	167,405	157,898
	年間処理量	t	4,295.4	4,265.6	3,824.2
	CO <sub>2</sub> 排出量 ／ 年間処理量	kg-CO <sub>2</sub> ／ t	40.8	39.2	41.3
	※2015年度よりCO <sub>2</sub> 排出にあまり関係のない家電・2輪リサイクル及びウエスを外す。				
※北海道電力－排出係数 0.535（2022年度）					
廃棄物の削減（排出量）	基準値	4057.5	kg	31.73%の削減で1%の削減目標は達成できた。絶対量が少なくわずかな量でも数値は変動するが、妥当と判断している。事業系一廃も数値に加えてある。	
	目標値（-1%）	4,017			
	実績値	2,770			
	基準値対比増減率	-31.73	%	次年度も環境活動計画にそった自社内でのリサイクルの取組を継続する。	
水使用量の削減	基準値	226	m <sup>3</sup>	水の使用量は11.95%の削減となり、1%の削減目標は達成された。水の使用量は絶対量が少なく今後も大幅な削減は難しいが、節水の継続に努めている。妥当と判断した。	
	目標値（-1%）	224			
	実績値	199			
	基準値対比増減率	-11.95	%	次年度も環境活動計画を継続する。	
リサイクル品の増加	基準値	3,547	t	「リユース品・リサイクル原料扱量」は9.66%の減となり1%の増加目標は達成されなかった。リユース容器の減少と鉄スクラップの入荷の減少（地域経済の低迷）のためやむを得ないと判断した。	
	目標値（+1%）	3,582			
	実績値	3,204			
	基準値対比増減率	-9.66	%	次年度も環境活動計画の鉄スクラップ等の回収強化の取組を継続する。	
（受託）産業廃棄物の増加処理	基準値	718.7	t	「受託する産業廃棄物処理量」は、基準値より13.73%の減となり1%増加の目標は達成されなかった。社会環境の変化や排出事業者の意識、リサイクルの推進により数値は変動するので止むを得ないと判断した。	
	目標値（+1%）	725.9			
	実績値	620			
	基準値対比増減率	-13.73	%	次年度も取組としてリサイクルを前面に出す環境活動計画を継続する。	
取捨量の増加	基準値	1,356	t	廃家電等取扱量は2.20%の減となったが、廃家電（家電リサイクル法対象機器）等の取扱量は、国の施策、家電メーカーの動向、国民の消費行動により変動する。数値は参考値とするのでやむを得ないと判断している。	
	目標値（±%）	1,356			
	実績値	1,326			
	基準値対比増減率	-2.20	%	次年度も環境活動計画にうたっている廃家電指定引取場所としての責任を全うする。	
グリーン購入の推進	グリーン購入は、事務用品を主に、買替時に適宜実施するのが妥当と判断する。				
	次年度も、グリーン購入の環境活動計画を継続し、エコ商品への転換を適宜実施していく。				
再資源化の向上	産業廃棄物の受託量の変動にかかわらず、向上をみざすべきと判断する。				
	次年度も、鉄スクラップ、廃プラスチック等、リサイクルできる物の分別を徹底する。				
環境負荷の削減	今年度もヤード内の鉄スクラップのリサイクルを進め、適正在庫に努めた。良と評価する。次年度もヤード内の整理を行う。				

## 8. リサイクル（再資源化）量の増大

- 廃棄物の分別処理の徹底により再資源化量を増大させる。
- 最新のリサイクル技術等を排出者に情報提供する。
- 環境経営レポートを活用し、リサイクルの重要性を訴える。

## 9. 環境関連法規の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

- ・環境関連法規は環境管理責任者（社長）が随時、産廃協会からの情報及び行政機関のHP等で、改廃等をチェックして当社に必要な法律を次表のとおり確認しているため、適切と評価している。

罰則対象法律（遵守しない場合、罰則規定がある）			
適用法令	主な要求事項	確認状況	
廃棄物処理法	運搬車輛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産廃運搬車輛、社名、許可番号等の表示と飛散流出等の防止</li> <li>・管理票及び許可証の写しの携帯</li> <li>・収集運搬に関わる事項</li> </ul>	遵守確認
	保管施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飛散・流出等の防止、囲い、表示板の設置</li> <li>・表示…名称、保管産廃の種類、管理者名、連絡先、保管の高さ・保管上限量</li> <li>・運搬の保管量、処分の保管量</li> </ul>	遵守確認
	中間処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託廃棄物の適正な処理（破碎・圧縮・切断・減容）</li> <li>・処理業に関する許可条件</li> <li>・中間処分に関わる事項</li> </ul>	遵守確認
	管理票	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬・中間処分終了報告（運搬・中間処分終了後10日以内）</li> <li>・管理票の写しの保管（5年間）</li> <li>・二次管理票の交付…埋立処分完了の確認（E票）</li> <li>・行政機関への報告（産業廃棄物管理票交付等状況報告書）…6月末まで</li> </ul>	遵守確認
	帳簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運搬年月日、管理票関係、受入量、運搬先及び量等（5年間保管）</li> </ul>	遵守確認
	契約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二者契約書の保存（書面契約した場合は、契約終了後5年間保存）</li> </ul>	遵守確認
	再委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再委託の場合は、承諾書、再委託契約書、その他の文書</li> </ul>	事例なし
	適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理基準の遵守・不法行為等（投棄・焼却・硫酸ピッチの取扱）の禁止</li> </ul>	遵守確認
	許可期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産廃収集運搬業・産廃処分業の許可期限及び事業範囲の確認</li> </ul>	遵守確認
	一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物の適正処理</li> <li>・北見市…一廃収集運搬業（家電リサイクル法対象機器限定）</li> </ul>	遵守確認
資源有効利用促進法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定省資源業種、特定再利用業種、指定省資源化製品、指定再利用促進製品、指定表示製品、指定再資源化製品、指定副産物に関する情報提供</li> </ul>	遵守確認	
自動車リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用済みとなった自動車を引き取り業者に引き渡す</li> <li>・リサイクル費用を資金管理法人に預託する</li> </ul>	遵守確認	
家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定家庭用機器（フロン類を含む）の再商品化等が効率的に行われ、小売業者・市町村からの引取り、再商品化工場への引渡しが行なわれるよう努める</li> </ul>	遵守確認	
容器包装リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集及び適正な処理、資源の有効な活用に努める</li> </ul>	遵守確認	
建設リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定建設資材を現場で分別する義務、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物の再資源化</li> </ul>	事例なし	
フロン排出抑制法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託者として回収基準に従って回収する</li> <li>・フロン回収工程管理票の回付、交付、保存</li> </ul>	遵守確認	
古物営業法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盗品等の売買防止、速やかな発見等に資する</li> </ul>	遵守確認	
大気汚染防止法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業場から排出、飛散する煤煙・粉じん・特定物質により、人の健康に関わる被害が生じた時の責任を負う</li> </ul>	該当なし	
道路運送車輛法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備不良車輛の運転禁止</li> <li>・大気汚染防止法及び騒音規制法（排ガス及び騒音防止の整備）</li> </ul>	車検時確認	

適用法令	主な要求事項	確認状況
騒音規制法	・ 液圧プレス：矯正プレスを除く、せん断機：原動機の定格出力3.75kw超（指定地域第4種）	該当なし
振動規制法	・ 液圧プレス：矯正プレスを除く、せん断機：原動機の定格出力1kw超、圧縮機：原動機の定格出力7.5kw超（指定地域第2種）	該当なし
水質汚濁防止法	・ 事業場から排出される汚水や廃液で人の健康に関わる被害が生じた時の事業者の責任 ・ 油の漏洩防止の確認（漏洩した場合の届出義務）	遵守確認
下水道法	・ 油混入時の届出等	遵守確認
労働安全衛生法	・ 収集・運搬及び中間処分に危険物質が含まれている可能性がある	遵守確認
消防法・条例	・ 指定数量の1/5以上、指定数量未満は消防長へ届出 ・ 指定可燃物の届出 ・ 設置届出（法…灯油 1,000L以上、条例…200L以上…490で届出）	遵守確認
北海道公害防止条例 北見市公害防止条例	・ 一般粉じん、騒音・振動発生施設の届出	遵守確認
北海道循環型社会形成の推進に関する条例	・ 処理施設の視察	1回/年確認

- ・ 環境関連法規等の遵守状況の評価の結果、環境関連法規等の違反はありませんでした。
- ・ 関係当局により違反等の指摘は、過去3年間ありません。
- ・ 環境等に関する訴訟の事実もありません。

# 10. 代表者による全体評価と見直し指示の結果

代表取締役（環境管理責任者）	斉藤 伸一郎
評価	<p>1 【第2環境経営方針について】 環境方針の内容は、概ね適当であり、改善すべき理由は特になし。</p>
	<p>2 【第4環境関連法の取りまとめについて】 ① 廃掃法・その他について、違反はなかった。</p>
	<p>3 【第5環境経営目標及び環境経営活動計画について】 ① 環境経営目標及び環境経営活動計画の達成状況の確認と取組の評価と見直し指示。 ○ 電力及び化石燃料の使用量1%削減目標は、電力が0.48%の減で削減目標は達成されなかった。灯油は7.13%削減され軽油は5.27%の減、ガソリンも4.42%削減され削減目標は達成した。電力は電気使用器具、機械に変更はなく、大幅な削減は難しい現状でやむを得ないと判断している。灯油は冬期間の暖房使用により増減し、ガソリンはコロナ禍以降も営業活動等の低迷によるもので妥当と判断した。軽油もトラックの運行が減り、鉄スクラップの発生も減少し、マグネット重機の稼働が落ちたためで妥当と判断した。（地域経済も停滞している）  ○ 一般廃棄物の1%削減目標は31.73%の減で目標は達成された。自社の一廃の排出量はもともと少なく、年度によつての増減は今後もあるが、妥当と評価する。  ○ 水の使用量の1%削減目標は11.95%の削減で達成された。節水を常に意識していることにより、妥当と判断した。水の使用量は絶対量が少なく今後も大幅な削減は難しく、今後も増減をくり返すと思われる。  ○ 「リユース品・リサイクル原料扱い量」は9.66%の減で1%の増加目標は達成されなかった。「受託する産業廃棄物処理量」は13.73%の減で1%ので増加目標は達成されなかった。その年度の経済情勢、世界的な資源価格の変動でリサイクル原料も産廃量も影響を受ける。また、経済活動の停滞や、産廃としての電子機器の回収ルートもいろいろ増えているので、止むを得ないと判断する。  ○ 廃家電（家電リサイクル対象機器）等の取扱い量は2.2%減となった。国の施策（消費税アップ等）、家電メーカーの動向、国民の消費行動により大きく変動すると評価した。現状維持を良とする。  ○ グリーン購入は、事務用品を主に、これからも買替時等に適宜実施するのが妥当と判断する。  ○ 再資源化率の向上を常に目ざす。  ○ 環境負荷の削減＝作業の効率向上を目ざす。スクラップヤードの整理、整頓を行い適正な在庫水準を保つよう努める。  ② 環境経営目標は変更しない。 ・3年間の環境経営目標を設定したばかりであり、事業内容も変更がない。  ③環境経営活動計画 ・継続する。</p>
	<p>4 【第6実施体制について】 環境経営システム及び役割などについて、特に改善する必要はない。</p>
	<p>5 【第10緊急事態への準備及び対応について】 当該準備等については、概ね適当である。</p>
	<p>6 【環境経営活動レポート等について】 ① 環境経営活動レポートは、概ね適当である。</p>
	<p>7 【未実施の指導事項】 特になし</p>

見直し指示事項	<p>1) 環境経営方針について 変更しない。</p> <p>2) 環境関連法の取りまとめ表現について 変更しない。</p> <p>3) 環境経営目標及び環境経営活動計画について</p> <p>① 環境経営目標は変更しない。 ・事業に大きな変更はなかったので、次年度も環境経営目標は継続する。</p> <p>② 2024年度環境経営目標 ・電力・化石燃料使用量は基準値より2%削減を旨とする。 ・廃棄物（一廃）の排出量及び水の使用量は基準値より2%削減を旨とする。 ・リユース・リサイクル原料扱量は基準値より2%の増加を旨とする。 ・受託する産業廃棄物は、基準値より2%の増加を旨とする。 ・廃家電・二輪取扱量は現状維持を旨とする。 ・グリーン購入の推進計画は、事務用品を主として適宜実施する。 ・再資源化率の向上を旨とする。 ・ヤード内のレイアウト改善は継続して整理整頓清掃に努め、環境負荷の低減を目指す。在庫を適正水準に管理する。</p> <p>③ 環境経営活動計画は、個々の具体的な取組内容はこれまでの環境経営活動を継続する。</p> <p>4) 実施体制について 変更しない。</p> <p>5) 緊急事態の対応 変更しない。</p> <p>6) 文章・記録等の見直し 4月1日とする。</p> <p>7) 環境保全活動。 ・2024年度北見市廃棄物減量等審議会の委員として北見市の廃棄物の減量など促進を提言する。 ・家電リサイクル法による廃家電の処理について指定引取場所として市民の疑問などに答えるなど啓蒙活動を継続する。</p>
---------	--